

日本バイオフィードバック学会
認定バイオフィードバック技能師認定細則

1988年6月12日
2002年6月15日改正
2003年6月14日改正
2010年7月18日改正
日本バイオフィードバック学会

第1条

本学会認定バイオフィードバック技能師の認定については、別に定める規則、細則、内規等を除き、本細則による。

第2条 認定委員会

- (1) 学会会則による特別委員会とする。
- (2) 本学会理事および監事の選出規定に基づく E, M, P 各類各 2 名以上の委員を以て構成する。
委員は、理事から選出される。委員長は委員の互選とする。
- (3) 委員の任期は理事の任期とする。
- (4) 業務の遂行上必要と思われる場合には、委員会の内に業務補助のための実行委員、専門委員等を置くことができる。
- (5) 事務所を学会事務局内に置く。

第3条 委員会の業務

- (1) 認定審査応募者の募集公示。
- (2) 応募書類の審査。
- (3) 面接試験、筆記試験等の実施。
- (4) 認定公示。
- (5) 認定の取り消し、失効、復活の公示。
- (6) 資格有効期間延長の可否の審査。
- (7) 研修会の計画及び実施。
- (8) 研修期間の認定。

第4条 認定のためのポイント

認定のためのポイントは、以下の通りとする。

- (1) 基礎ポイント
 - 1) 新規資格取得申請者は、認定委員会の開催する基礎科目研修会において、以下の基礎ポイントを、各系ごとに 10 ポイント以上取得しなければならない。
医学系（解剖学、生理学、精神医学、内科学等を含む）
工学系（計測制御論、機器安全学、統計学、システム理論、情報理論等を含む）
心理学系（学習理論、生理心理学、行動理論、実験心理学、動機論等を含む）
 - 2) 基礎科目研修会に出席した者には 2 ポイントが認定される。さらに、課題に対してレポートを提出し、審査に合格した者には 2 ポイントが加算される。
 - 3) 大学、大学院等の出身学部・学科等が属する系のポイントは、取得の必要はない。
- (2) 専門ポイント
 - 1) 新規資格取得申請者および資格延長申請者は、以下に示す専門ポイントを、通算して 20 ポイント以上取得しなければならない。
 1. 本学会年次総会に参加 2 ポイント
本学会年次総会にて研究発表 2 ポイント加算

本学会年次総会にてシンポジスト，座長等	2 ポイント加算
2. 本学会主催の講習会に参加	2 ポイント
さらにレポートを提出して合格	2 ポイント加算
3. 資格認定委員会が指定した関連学会等の研修会に参加し，同委員会にレポートを提出	3 ポイント
4. 関連学会にて関連研究発表	3 ポイント
5. バイオフィードバック関連論文	10 ポイント(筆頭著者) 5 ポイント(第2著者) 3 ポイント(その他の著者)
6. バイオフィードバック関連報告(症例報告, 調査報告)	5 ポイント(筆頭著者) 3 ポイント(第2著者) 1 ポイント(その他の著者)
7. バイオフィードバック関連著書	10 ポイント
8. その他，資格認定委員会が指定した方法	その都度指定

第5条 認定の申請手続き

- (1) 認定申請の書類，手続きは別に定める。
- (2) 認定料，審査料は別に定める。
- (3) 延長申請の書類，手続きは別に定める。

第6条 守秘義務

- (1) 認定審査に従事する者は，その職責に応じ守秘義務を有する。
- (2) 認定委員長及び理事長は守秘義務の監督の義務を負う。
- (3) 認定について公示すべき事項については機関誌に公示する。

附則

- 1 本細則は1988年6月12日より発効する。
- 2 2002年6月13日付第4条改正によるポイント制度は2003年4月1日より発効する。
- 3 本細則の改廃は理事会で決定する。